

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 30. 11. 20 第 197 回国会第 4 号

11 月 20 日（火）、第 4 回の委員会が開かれました。

## 1 食品表示法の一部を改正する法律案（内閣提出第 11 号）

- ・宮腰国務大臣（消費者及び食品安全担当）、左藤内閣府副大臣、安藤内閣府大臣政務官、新谷厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 穴見陽一君（自民）

- ・従前より、表示のミスがあった食品については事業者が自主的に回収を行っていたが、これまで食品の安全性に関わる表示ミスによって健康危害が生じた事例になるようなものがあつたのか。
- ・本改正案では、消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼすおそれがないとして内閣府令で定める場合には自主回収情報の届出義務の対象とならないとされている。届出義務の対象から除外される事案として、どのようなものが想定されているのか。
- ・行政への届出を「遅滞なく」行うとは、自主回収の必要が生じた時なのか、ある程度事業者が回収に着手してからなのか、明確な基準等があれば伺いたい。

### 古屋範子君（公明）

- ・本改正により、食品衛生法と食品表示法について、一体的に自主回収情報が提供されることとなるが、これにより、どのような効果が見込まれるのか。
- ・アレルギー疾患を持つ子どもが安心して学校生活を送るために使用される「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が改訂されると聞いているが、このガイドラインの更なる活用促進について、文部科学省の見解を伺いたい。

### 西岡秀子君（国民）

- ・本改正案において、行政機関への届出期間について「遅滞なく」と規定されているが、一刻も早い対応を事業者に求め、消費者に伝えることが必要である。「遅滞なく」ではなく、「直ちに」「速やかに」とすべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ・地方公共団体の中には食品関連事業者等が自主的に食品を回収する際、届け出るよう条例等で規定しているところもあるが、本改正により、条例の改廃、業務負担、財政負担を負うこととなると考えるが、見解を伺

いたい。

- ・訪日外国人が増加している中で、訪日外国人に向けた食品表示の在り方や自主回収情報の周知についてどのように考えているのか。

### 山本和嘉子君（立憲）

- ・本改正案において、「消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるとき」は届出義務の対象から除外されている。対象から除外されたものは安全性に影響がないということなのか。
- ・諸外国に比べると、我が国の食品表示には消費者が選択するために必要な情報が不足しているのではないかと考えるが、見解を伺いたい。
- ・遺伝子組換え食品表示制度において、「遺伝子組換えでない」という表示が認められる条件を現行の遺伝子組換え農産物の混入率 5% 以下から「不検出」に見直した理由について伺いたい。

### 初鹿明博君（立憲）

- ・来年 10 月から消費税の軽減税率制度が実施されるが、軽減税率対象商品と対象でない商品と一緒に陳列されていると消費者に分かりづらいので、税率が異なることが分かるような陳列を事業者に促していく必要があると考えるが、見解を伺いたい。
- ・ゲノム編集技術を用いた食品は、安全性が確認されるまで遺伝子組換え食品と同等の規制や表示を行っていく必要があると考えるが、宮腰国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者には自主的かつ合理的に食品を選択する権利があり、原産地や遺伝子組換え表示等に誤表示等があつた場合も自主回収の届出義務の対象に加えるべきと考えるが、本改正案では、安全性に重要な影響を及ぼす事項に対象を限定した理由について伺いたい。

### 森夏枝君（維新）

- ・本改正案では自主回収に着手した旨を遅滞なく届け出なければならないとなっているが、「遅滞」の法的な定義について伺いたい。
- ・消費者庁の既存のリコール情報サイトには食品以外の自主回収の情報についても掲載されており、また、厚生労働省においても食品の自主回収の情報サイトを開設すると聞いている。自主回収に関する情報提供が重複し消費者が混乱することが危惧されるが、どのように情報提供を行っていくのか伺いたい。
- ・消費者行政新未来創造オフィスでは様々な実証実験等が行われていたが、消費者庁はどう評価しているのか、また、消費者庁の徳島移転に関して、現時点での宮腰国務大臣の見解を伺いたい。

### もとむら賢太郎君（無会）

- ・リコール情報の届出のシステムを消費者庁と一体的に構築するべくリコール情報の届出を義務付ける食品衛生法改正案を厚生労働省は前国会で提出しているにも

かかわらず消費者庁は、今国会に提出した理由と法案の成立時期がずれ込むことでシステム構築の時期に影響がないか伺いたい。

- ・本改正により、地方公共団体では条例の改廃、制定や体制整備が必要となるが、それらが地方公共団体の負担増加にならないのか、宮腰国務大臣の見解を伺いたい。
- ・学校給食におけるアレルギー対応は重要な課題となっているが、どのような取組を行っているのか、また、アレルゲンの誤表示があった場合には、速やかに学校給食の現場に情報提供する必要があると考えるが、どのように情報提供を行っていくのか伺いたい。

### 畑野君枝君（共産）

- ・本改正案で届出義務の対象となる食品表示基準違反の事案について伺いたい。
- ・各地方公共団体において食品表示の基準違反を取り締まる食品衛生監視員の専従者の体制強化を消費者庁としても支援する必要があると考えるが、宮腰国務大臣の見解を伺いたい。